

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

韮崎市（以下、本市という）は、西に南アルプス、東に茅ヶ岳と二方を山岳に囲まれ、山岳地帯を源とする多くの中小河川が、市の中心部を流れる釜無川と塩川に流れ込んでいる。また、本市と南アルプス市の市境には御勅使川も流れており、南には富士山を望むことができるなど、都市区域でありながら豊かな自然環境と美しい景観を有している。

本市は、甲府盆地の北西に位置しているため、盆地と西部・北部の山地・高地との漸移地帯にあり、盆地と比べると比較的過ごしやすい地域といえるが、冬には八ヶ岳おろしと呼ばれる冷たい北西風が吹く。気候は、一般的に降雨量が少ないうえに寒暖の差が激しく、季節風の影響が大きい内陸気候の特徴が強い。

また、本市は、甲州街道の宿場町、富士川水運の物資の集積地として栄え、昭和50年代頃までは商業・流通の要衝としてにぎわった。しかし、大型店の出店や郊外型ショッピングセンターの台頭、消費者の購買行動の変化により中心商店街は疲弊し、かつての面影はない。

一方、工業面では積極的な工場誘致により大手企業やその関連企業の進出がみられ、これら大手企業を頂点とする企業城下町が形成され県内有数の製造業生産額を誇る「ものづくり」のまちとしての性格が強い。

本市における道路は、中央自動車道、国道20号、国道141号、主要地方道6路線、一般県道6路線などから成っている。令和3年8月、中部横断自動車道の増穂インターチェンジ～清水ジャンクション間の全線が開通したことで、アクセス環境の整備が進み更なる物流の活性化等、市内への波及効果が見込まれる。

鉄道は、JR中央本線が南北に縦断しており、市内には韮崎、新府、穴山の3つの駅がある。韮崎駅は、特急「あずさ」が停車するためビジネス客の利用者も多い。

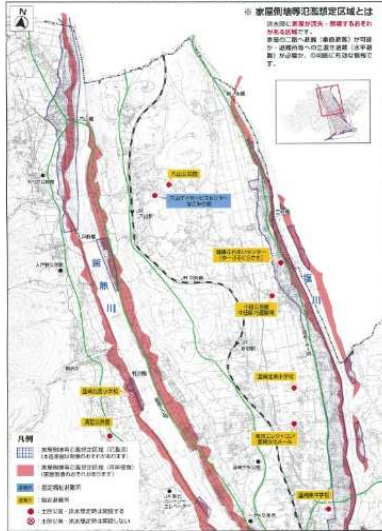
出所

令和元年度版
洪水・土砂災害
ハザードマップ
令和2年10月追録版

家屋倒壊等氾濫
想定区域図

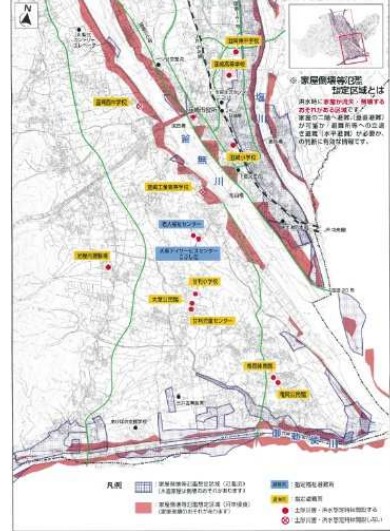
韮崎市北部

家屋倒壊等氾濫想定区域図



韮崎市南部

家屋倒壊等氾濫想定区域図



②想定される地域の災害リスク

(河川対策：韮崎市地域防災計画)

本市は、風水害の発生しやすい地形である。昭和34年9月の伊勢湾台風以来、大きな洪水はないが、釜無川、塩川、御勅使川等の急こう配の河川を有し、周囲の急峻な山々にある沢からの鉄砲水や土石流にも警戒が必要である。過去幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では、堤防の建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も、洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、特に中小河川における河川改修など適正な管理を進めていくとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図るものとする。

洪水に関する避難情報発令の判断基準

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位（高齢者等避難開始の発令）	避難判断水位（避難指示（緊急）の発令）	氾濫危険水位（避難完了）
釜無川	船山橋	1.50m	2.00m	2.00m	2.20m
塩川	岩根橋	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m

※ 塩川ダム上流の大門ダム、塩川ダムの放流時にも留意する。

(砂防対策：韮崎市地域防災計画)

本市の河川は、急峻な地形に加え地層的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯蓄、調整、流路の安定、地すべり防止等のため、県に砂防事業の実施を要請していく。

県へは、「市内に存在する土石流危険溪流53溪流の砂防工事の促進」を要請する。市内には、地すべり防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所はないが、地すべりの発生のおそれのある箇所については、監視を重点的に行う。

(土砂災害：韮崎市地域防災計画)

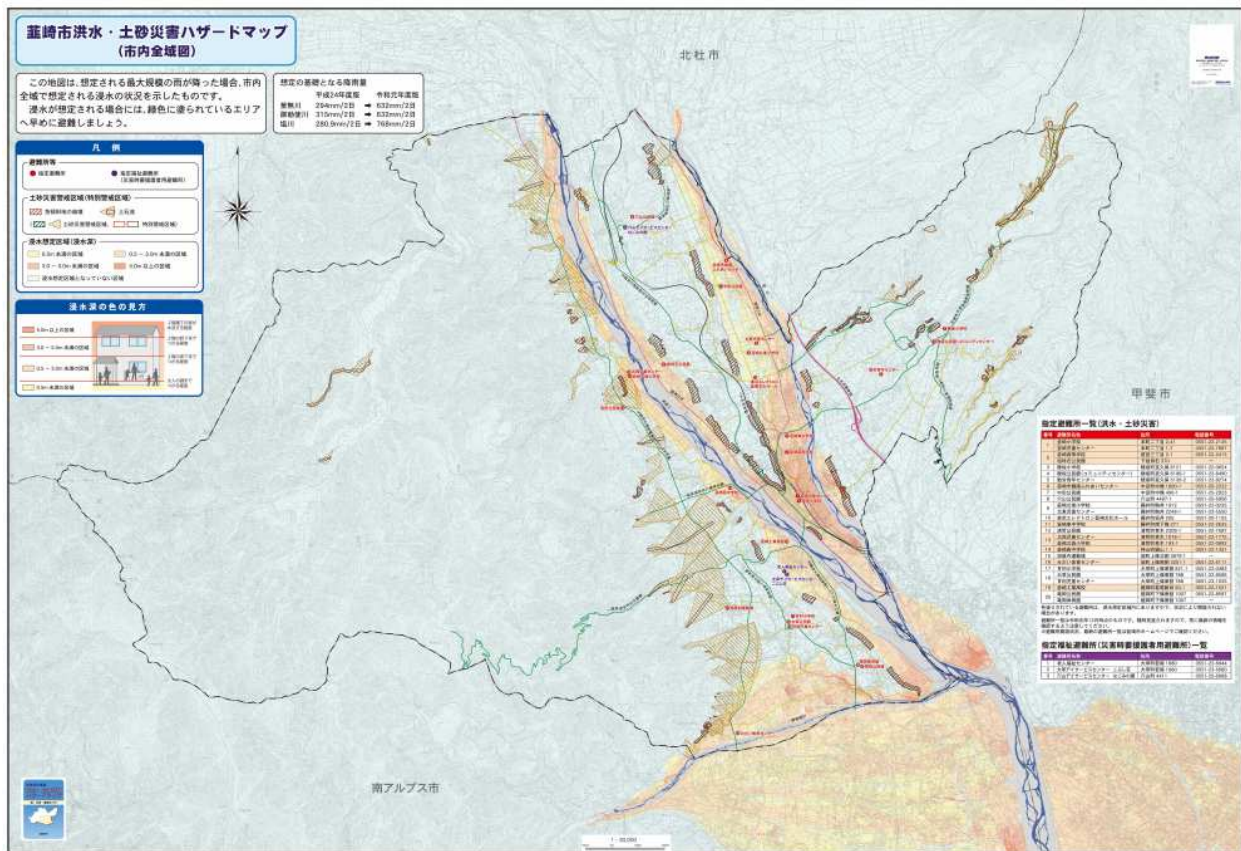
本市は、地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。このため、県と連携し次の対策を推進する。

- ・危険箇所の巡視等の強化
- ・急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進
- ・警戒避難体制の整備
- ・簡易雨量観測器の設置及び観測
- ・急傾斜地の崩壊に対する知識の普及
- ・防災のための集団移転促進事業
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業
- ・急傾斜地崩壊防止対策

土砂災害に関する避難情報発令の判断基準

区分	現地による基準	気象情報等による基準			土砂災害警戒情報による基準
		前日までの連続雨量が100mm以上の場合	前日までの連続雨量が40mm～100mmの場合	前日までの降雨がない場合	
高齢者等避難開始	湧き水、地下水に濁りなどが見つかったとき	当日雨量が50mmを超えたとき	当日雨量が80mmを超えたとき	当時雨量が100mmを超えたとき	—
避難指示	溪流付近の斜面崩壊などが見つかったとき	当日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mmを超えたとき	当日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mmを超えたとき	当日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mmを超えたとき	土砂災害警戒情報が発表されたとき、土砂災害危険度情報のレベルが表示されたとき
緊急安全確保	近隣で土砂災害が発生し、山鳴りや流木、斜面の亀裂が見つかったとき	大雨特別警報が発令されたとき	大雨特別警報が発令されたとき	大雨特別警報が発令されたとき	—

韮崎市 土砂災害ハザードマップ



出所：韮崎市洪水・土砂災害ハザードマップ (市内全域図)

(雪害予防対策：韮崎市地域防災計画)

平成26年2月に経験した豪雪災害を教訓とし、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、交通確保や農業施設等への雪害予防等に万全を期する。

積雪時における道路交通確保のため、適切な除雪対策を図る。適切な道路網が確保されるよう、道路除雪計画を作成するとともに、他の道路管理者と連携し調整を図るとともに、防災行政無線やホームページを通じて、不要・不急な外出を控えるよう周知する。

(地震対策：韮崎市地域防災計画)

本市に被害を及ぼす地震としては、次の4種類の地震が想定される。

i) 東海地震

駿河トラフを震源とする地震。前回の地震発生から160年以上が経過している事や東海地域周辺の各種の測地測量結果から、近い将来の発生が懸念されている。

ii) 南海トラフ地震

南海トラフ（駿河湾から日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する区域）添いのプレート境界を震源とする地震。前回の地震から70年以上が経過しており、次の大規模地震の切迫性が高まっている。

iii) 南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）

南関東地域で相模トラフ沿いのプレート境界で発生が予想される地震。
地震モデルは、山梨県、神奈川県の間境を震源とした地震を設定した。

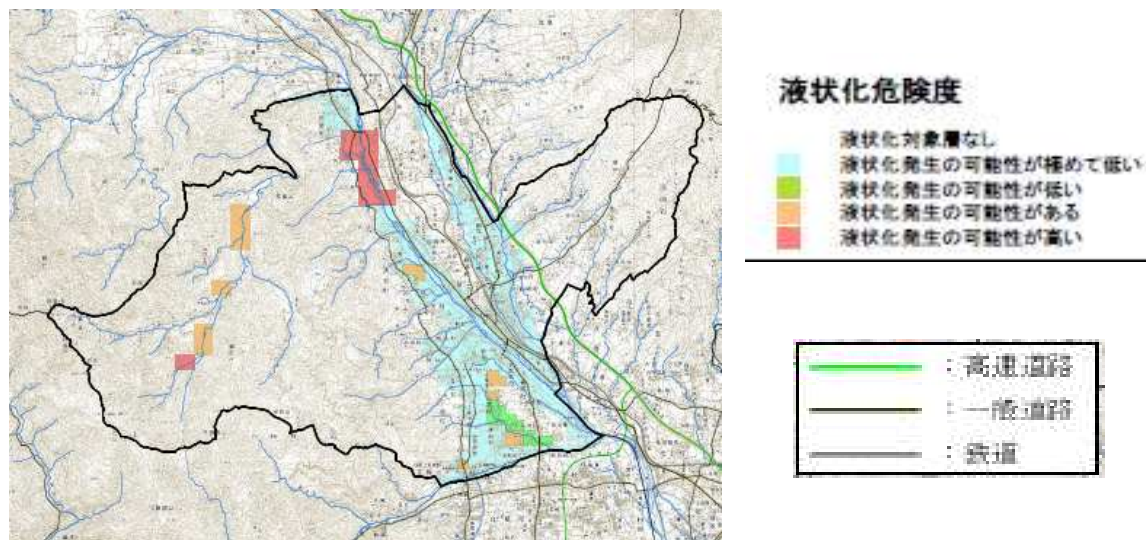
iv) 活断層による地震

山梨県内及び県境に存在する活断層による地震として、4つの地震を想定。

- ・釜無川断層地震
- ・藤の木愛川断層地震
- ・曾根丘陵断層地震
- ・糸魚川～静岡構造線地震

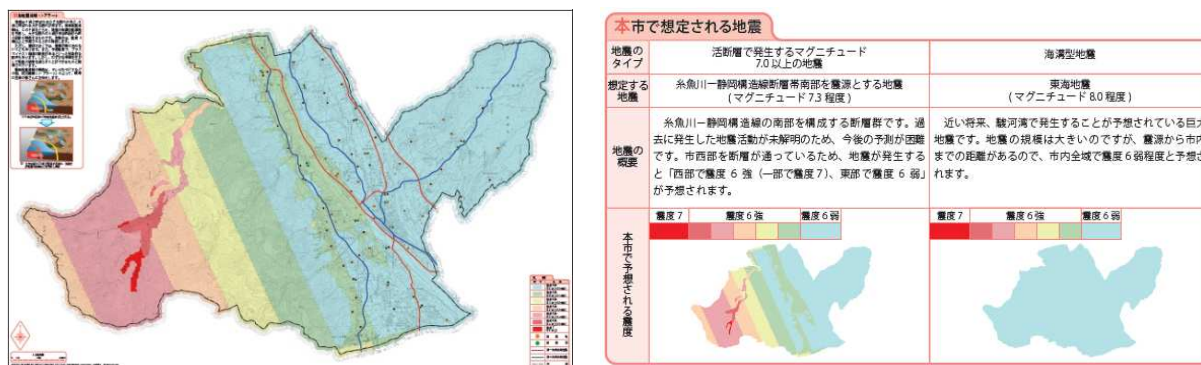
山梨県では、平成8年に「山梨県地震被害想定調査報告書」を、平成17年に「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を発表した。この報告書によると、前述した想定地震の内、本市に最も影響を及ぼす地震は「釜無川断層地震」と想定されている。この地震が発生した場合、市の大部分で震度6弱以上の揺れとなり、死者209名、重傷者119名、軽傷者1,304名の被害が発生するものと想定されている。こうした被害を少しでも軽減するために、市は防災活動拠点となる公共施設の耐震化に努めるとともに、住民に対する住居耐震化の必要性の周知徹底、火災の延焼を食い止めるための消防力の強化等に努める。

＜韮崎市＞の東海地震による液状化危険度マップ



出所：山梨県ホームページ・韮崎市の液状化危険度マップ

＜韮崎市＞の地震防災マップ



出所：韮崎市地震防災マップ（揺れやすさマップ）

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザは、感染力が強く感染した際には重症化するおそれがあり、日本をはじめ世界規模でまん延し、企業活動に大きな影響を与えている。これらの感染症に感染した際は、国や県の危機管理対策の実行にあわせ、韮崎市においても市民の生命と健康を保護し、市民生活や経済に与える影響を最小限にするために各種対策を行う。

(2) 商工業者の現況

- ・ 商工業者数 1, 282名 (令和3年7月7日現在)
- ・ 小規模事業者数 1, 098名 (令和3年7月7日現在)

【地区別内訳】

地区名	商工業者数	小規模事業者数	備考
若 宮	6 4	5 4	
中央町	6 2	5 8	
富士見・上ノ山・岩下	1 0 7	8 9	岩下の塩川沿いの一部地域が、山梨県による重要水防区域に該当
水神・一ツ谷・祖母石	7 6	6 0	上祖母石の釜無川の一部が、山梨県による重要水防区域に該当
富士見ヶ丘	1 4	1 3	
本 町	1 7 7	1 6 0	釜無川沿いの一部地域が、国交省による直轄重要水防区域に該当
栄・中島	3 4	2 9	栄の釜無川沿いの一部地域が、国交省による直轄重要水防区域に該当
穂坂町	9 5	8 5	
藤井町	1 5 2	1 1 9	塩川沿いの一部地域が、山梨県による重要水防区域に該当
中田町・穴山町	9 5	8 2	
円野町	3 5	3 2	釜無川・小武川・古川沿いの一部地域が、山梨県による重要水防区域に該当
清 神	5 8	5 2	神山の甘利沢川沿いの一部地域が、山梨県による重要水防区域に該当
大草町	9 3	7 9	釜無川沿いの一部地域が、国交省による直轄重要水防区域に該当
龍岡町	1 2 4	9 6	釜無川と御勅使川沿いの一部地域が、国交省による直轄重要水防区域に該当
旭 町	9 6	9 0	
合 計	1, 2 8 2	1, 0 9 8	

【業種別内訳】

業種大分類	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業・林業	1 1	1 1	市内全域に分布
鉱業・採石業・砂利採取業	2	1	市内全域に分布
建設業	2 9 6	2 8 0	市内全域に分布
製造業	1 8 7	1 3 8	市内全域に分布
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	市内全域に分布
情報通信業	1 6	1 2	市内全域に分布
運輸業・郵便業	3 0	1 9	市内全域に分布
卸売業・小売業	2 7 1	2 1 6	市内全域に分布
金融業・保険業	1 2	8	市内全域に分布
不動産業・物品賃貸業	6 4	5 8	市内全域に分布
学術研究・専門・技術サービス業	3 5	3 1	市内全域に分布
宿泊業・飲食サービス業	1 4 4	1 3 3	市内全域に分布
生活関連サービス業・娯楽業	1 0 4	9 6	市内全域に分布
教育・学習支援業	2 3	2 3	市内全域に分布
医療・福祉	2 6	2 4	市内全域に分布
複合サービス事業	2	2	市内全域に分布
サービス業	5 6	4 3	市内全域に分布
合 計	1, 2 8 2	1, 0 9 8	

(3) これまでの取組

① 韮崎市の取組

(A) 地域防災計画の策定

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災以降、平成23年3月11日の東日本大震災まで、毎年のように大規模自然災害が発生し多くの被害をもたらしている。災害の軽減には、平時の減災対策と発災時の効果的初動対応が重要であるが、一朝一夕に成せるものではなく、市・国・県・公共機関、住民がそれぞれ減災・防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力等、地道な積み重ねにより達成できるものである。

韮崎市地域防災計画（以下、本計画という）は、災害対策基本法第42条に基づき、韮崎市防災会議が策定する計画であり、韮崎市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。本計画のコンセプトとキーワードは以下とする。

コンセプト：平時・初動・3日の強化徹底

平時：平時における減災力(自助力・共助力・公助力)の強化

初動：発災時の初動の徹底

3日：公的機関も被災するため、3日間は自分たちでしのぐ力づくり

キーワード：見える・加わる・考えるの推進

見える：分かりやすい計画・推進しやすい計画

加わる：訓練は全員参加で

考える：訓練の結果は検証する

出所：韮崎市防災計画_総則編（令和2年5月改定）

本計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び山梨県の作成する「山梨県地震被害想定調査報告書」をふまえ、さらに阪神・淡路大震災及び東日本大震災を教訓に、震度7以上の大地震を視野に入れた見直しを令和2年5月に行った。今後も訓練の検証等を踏まえ、必要に応じ修正を加え、内容の充実を図る。

(B) 防災・減災に関する施策の推進

本市は、1) 減災力の強いまちづくり、2) 減災力の強い地域づくり、3) 減災力の強い行政づくりを掲げ、平成23年7月に「減災力の強いまちづくり」宣言をした。

災害対策は、発災前の災害予防と、発災後の応急対策、復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。防災・減災が効果的に推進されるためには、住民の防災・減災に関する意識と自発的協力を得ることが重要であるため、自主防災組織を編成するとともに、広報活動の徹底や防災訓練の実施等を通じて施策の周知を図る。

(C) 総合防災訓練の実施

本市は、災害発災時等に効果的な防災活動が実施できるよう、災害時初動訓練、避難所運営訓練など、実践的な訓練を行う。また、自主防災組織に向けても、訓練実施の促進や訓練内容のアドバイス等に努める。防災訓練には、市、消防、警察署、自治会連合会などが参加している。

(D) 防災に関する情報提供

本市は、市民に対して防災・減災知識の普及を図るため、防災行政無線、韮崎市ホームページ、FMコミュニティラジオ局等広告媒体の活用、防災関係資料の作成・配付、J-ALERTと連携した防災・気象情報のアプリ、防災・防犯メールマガジン、Twitter等を利用し、情報提供を行う。

(E) 防災備蓄品

韮崎市地域防災計画に基づき備蓄品計画を定めており、備蓄品目については、食料や毛布、簡易トイレの他、発電機、浄水機等を備蓄している。なお、被災者の年齢・季節・食物アレルギーの有無等に配慮し、食品を調達する。また、本市と流通業者間で締結した協定に基づき、災害時に必要な物資を調達可能としている。

②当会の取組

(A) 事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識し理解していただくため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子や、新たに防災・減災に取り組む管内小規模事業者への専門家派遣（ハンズオン支援）について、会議や広報紙等を通じて、当会役員・会員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配付や周知を行ってきた。

(B) 事業者BCP策定セミナーの受講促進

既にBCP計画を作成済みの中小・小規模事業者に再検討を促している。

また、当会と関係のある支援機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP計画策定の必要性に関するセミナー開催について、管内の中小・小規模事業者へ周知等を行っている。

(C) 損害保険への加入促進

全国商工会連合会では、「中小企業PL保険制度」、「ビジネス総合保険制度」、「全国商工会情報漏えい保険」、「業務災害補償プラン」、「商工会の休業補償制度」について各損害保険会社と業務提携し、制度運営と普及の促進を行っている。また、中小・小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、山梨県商工会連合会等と連携し普及・加入推進を行っている。

(D) 防災備蓄品

携帯ラジオ、懐中電灯、予備乾電池、簡易テント、簡易トイレ、毛布、ブルーシート、給水用ポリタンク、軍手、マスク、タオル、工具（スコップ・バール・のこぎり等）、トイレットペーパー、ゴミ袋等をそれぞれ備蓄している。

II 課題

・災害時の情報提供や情報収集は、韮崎市をはじめとする各関係機関との連携が不可欠だが、現状では緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。

・既にBCPを策定済みの事業所であっても、計画に記載されている実践訓練まで実施している事業所は少ないと思われる。

・小規模事業者にとっては、災害時の事業継続よりも目の前の利益の確保や経営の安定が優先されており、BCPの策定まで手が回らず、必要性を感じていないと思われる。

Ⅲ 目標

韮崎市地域防災計画に基づき、中小・小規模事業者等に対し、今後発生し得る大規模自然災害等に備えた事前防災や事後の早急な復旧等の対策について、市と商工会が一体となり「チームにらさき」として取り組む。特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため、次の取組を行う。

また、大規模自然災害の対応と併せ、令和2年初頭から世界規模で猛威をふるい生活・経済両面に大きな影響を与えている新型コロナウイルス対策に係る経験を生かし、感染症対策についても対策と発生時における拡大防止措置が速やかに行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

1. 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

2. 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、韮崎市と韮崎市商工会との間に被害情報報告ルートを構築する。

3. リスクファイナンスを活用したBCP対策の啓発

災害・感染等による被害発生時において、いち早く経営活動の再開が図られるよう、共済・保険制度の活用についての啓発活動を展開する。啓発活動においては、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用する。

4. 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内の体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

2022年(令和4年)4月1日 ～ 2027年(令和9年)3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と葦崎市による役割分担と体制を協議し、連携する中で以下の事業を実施する。

【1. 事前の対策】

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

・当会職員等による巡回及び窓口支援において、管内ハザードマップ等を使用し、企業所在地に想定される災害状況と、それによる経営継続に対するリスクをイメージさせ、企業が事前に行なうべき取組み、有効な対策について説明する。

・当会広報紙「商工会ニュース」(年4回発行)やメルマガ(月2回発行)、ホームページ、市広報誌等を活用し、国の施策やリスク回避対策を掲載するとともに、既にBCPを作成し実行している管内事業者の取組みを紹介し、未策定事業者への波及を促進する。

・葦崎市内の災害時の状況把握と迅速な支援活動を実施するためには、市内で活動する諸団体との連携が必要不可欠である。各種災害と被害レベルを想定し、人命救済と経営活動の維持を行うため、業種・業態の垣根を超えた支援体制の確立を図るため、全事業者を対象にレスキュー活動への参加意向調査を実施する。

②当会自身の事業継続計画の更新

・平成24年度に作成した「葦崎市商工会事業継続計画」の一部を更新(変更)する。

追 加

- ・計画の目的に「災害発生時、優先業務を選定し、目標復旧時間を設定する」と「優先業務遂行上の課題と、対策の方向性を検討する」を追加する。
- ・基本方針に、「リスク軽減と早期復旧に向けた組織づくり」を追加する。
- ・「東海地震の被害想定」を追加する。

変 更

- ・「職員安否確認手段の決定」欄に、連絡方法の優先順位を記載する。
- ・「会員安否確認手段の決定」欄に、SNSを利用し安否確認を行う旨を記載する。

削 除

- ・葦崎市内に地すべり箇所が分布していないため、「東海地震：地すべり危険個所の分布図」を削除する。

以上の変更箇所を記載した事業継続計画を、令和4年3月までに更新する

③関係団体等との連携

・専門性が必要とされるBCP策定やリスクファイナンスについては、適切な情報やノウハウを有する保険会社等と連携し事業者の支援にあたる。

- ・連携する東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）の提供する事業所所在地のピンポイントのハザード情報を事業者を提供し、自然災害等の危険度を周知する。
- ・連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発セミナーや、リスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。
- ・連携する金融機関に、災害発災等の非常時における金融上の特別措置について確認を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険、損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・管内小規模事業者に対し、事業者BCP等の取組み状況を把握するため、アンケート調査を適宜実施する。この調査で得た情報（進捗状況/進まない理由/課題）をもとに、当会職員と専門家が連携し伴走型支援を実施する。また当会の全会員対象又は業種別ごとにセミナーを実施し、小規模事業者の計画作成を促す。
- ・当会職員の通常業務（巡回及び窓口）、前述の複数のアンケート調査にて得た情報をもとに、行政と当会で構成するワーキング会議に有識者・専門家を招聘し、管内小規模事業者及び地域住民が必要とする支援メニュー・実施体制を協議し、災害時における支援行動の確認と改善を行う。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・災害の種類（地震・水害・雪害・感染症等）と被害レベル、さらに災害発生時期（季節と時間）を想定し、蕪崎市との連絡ルートの確認等を行う。
- ・訓練は、必要に応じて実施する。

⑥その他の取組

情報提供：SNSを使用し各エリアの避難場所/ライフライン復旧状況/医療体制等
 備蓄確認：水・食料・防寒器具・衛生物資などの数量/消費期限/保管状況/使用方法
 AED（自動体外式除細動器）は、公共施設内に設置
 ライフライン復旧：
 除雪及び停電などに対応する支援企業及び重機保有企業への協力要請系統の確認

【2. 発災後の対策】

自然災害発災時には、人命救助を最優先し、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進める。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、2時間以内にメールやSNS等を活用し当会職員の安否確認を行う。安全が確認された当会職員は、会員に対してできる限り次の項目について確認を行う。

(安否確認の際の収集情報)

- (1) 本人・家族の被災状況
- (2) 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況
- (3) 事業再開できる状態かどうか（できるだけ情報を集めることとする）

(感染症対策の場合)

・職員に感染者が発生した際は、体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。

・感染症の流行や、インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、蕪崎市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・当会と蕪崎市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・方針決定は2者間で協議し、応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

【被害規模の目安と応急対策の内容（判断基準）】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	・地区内の10%以上の事業所で、「瓦や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の1%以上の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	・地区内の1%以上の事業所で、「瓦や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内0.1%以上の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、の被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	情報収集に努める

※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【情報共有の頻度】

- ・本計画により、商工会と蕪崎市は以下の間隔で被害情報等を共有する

発災後	～	7日	1日に2回程度共有する	
	8日	～	21日	1日に1回程度共有する
	22日	～	60日	3日に1回程度共有する
	2ヶ月以降		1週間に1回程度共有する	

※必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

【3. 発災時における指示命令系統・連絡体制】

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動の可否を決定する。
- ・当会と韮崎市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

当会と韮崎市が共有した情報を、当会は「被害状況報告書」を山梨県商工会連合会経由で山梨県産業労働部産業政策課へ、韮崎市は「山梨県総合防災情報システム」に入力し山梨県防災局防災危機管理課へ報告する。

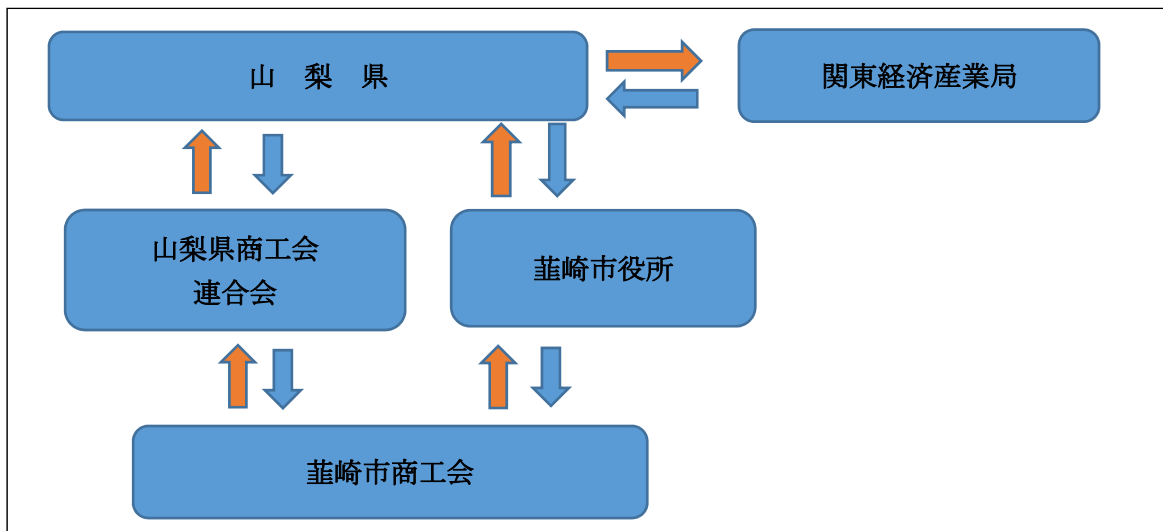
収集把握する項目は、次のとおりとする。

【商工会災害システム把握・入力項目】

項 目	内 容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業事業所の地区
人的被害状況	・経営者・家族・従業員（軽傷、重症、行方不明、死亡）
物的被害状況	・店舗工場（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・経営者自宅（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額（円）	・被害状況の確認方法、被害額の算定方法については、あらかじめ確認しておく
写 真	被害を受けた状況
備 考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、商工会と韮崎市が共有した情報を山梨県の指定する方法にて商工会又は韮崎市より山梨県へ報告する。

【被害状況の報告体制】



【4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

①相談窓口の開設

本会は、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・山梨県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合は特別相談窓口を設置する。

感染症の場合、事業活動に影響を与える、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の情報提供や支援が行える相談窓口の開設等を行う。

②被害状況の確認

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に携帯電話・メール
		大まかな被害の確認調査 (職員 参集可否・居住地周辺 被害状況)	役職員や被災区域の事業者を中心として、携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査(非住宅被害・店舗被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

③被災事業者施策の周知

- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(行政の支援策)について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

- ・ 山梨県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対する支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を関係機関に要請する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



・法定経営指導員、及び経営指導員は、山梨県商工会連合会等が開催する研修会に参加し、支援ノウハウの習得や支援事例の収集等を図る。

・必要に応じて、中小企業診断士等の専門家や損害保険会社と調整を図りながら、職員研修会を開催（年1回程度）し、幅広い情報の提供と具体的な支援方法等についてアドバイスを行う。

・年1回、（仮称）韮崎市事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

（3）商工会／関係市町連絡先

①商工会

韮崎市商工会

〒407-0024 山梨県韮崎市本町1丁目5番25号

電話 0551-22-2204 FAX 0551-22-9500

e-mail:info@nirasaki.or.jp

②関係市町

韮崎市役所 産業観光課 商工観光担当

〒407-8501 山梨県韮崎市水神一丁目3番1号

電話 0551-22-1111（内線213～216） FAX 0551-23-1215

e-mail:sangyou@city.nirasaki.lg.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
啓発パンフレット作成	100	100	100	100	100
啓発セミナー開催	50	50	50	50	50
BCP作成支援	50	50	50	50	50
環境整備費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
現状は、蕪崎市の補助制度が無いいため商工会の事業引当金を繰入れし実施する。 将来は蕪崎市への補助金申請も視野に入れる。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>①山梨県商工会連合会 会長 中村 己喜雄 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2丁目2-1 中小企業会館3階</p> <p>②山梨県火災共済協同組合 組合長 中村 己喜雄 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37</p> <p>③東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 広瀬 伸一 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-28 甲府東京海上日動ビルディング</p> <p>④あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 金杉 恭三 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20-5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル3階</p>
連携して実施する事業の内容
<p>①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。</p> <p>②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。</p> <p>③その他BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>①、②、③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認、また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。</p> <p>具体例として、自然災害・感染症リスクに係る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供 ・商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 ・災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣 ・災害・労務リスク対策ツールの提供等 <p>また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。</p>

連携体制図等

